

別表 3

区 分	対 象 施 設
製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） (1) 食料品製造業 (2) 清涼飲料製造業 (3) 酒類製造業 (4) 茶・コーヒー製造業 (5) 医薬品製造業 (6) 医療用機械器具・医療用品製造業 (7) X線装置製造業 (8) 医療用電子応用装置製造業 (9) 医療用計測機器製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
1 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） (1) 化学繊維製造業 (2) 炭素繊維製造業 (3) 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。） (4) プラスチック製品製造業 (5) ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。） (6) 窯業・土石製品製造業 (7) 鉄鋼業 (8) 非鉄金属製造業 (9) 金属製品製造業 (10) はん用機械器具製造業 (11) 生産用機械器具製造業 (12) 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く。） (13) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (14) 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。） (15) 情報通信機械器具製造業 (16) 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。） (17) その他の製造業 2 製造業（1に掲げる業種に係るものを除き、ナノセルロースを製造するもの及びナノセルロースを原料又は材料とするものに限る。） 3 耕種農業	工場（主として左欄に掲げる事業の用に供する工場であって、市長が別に定めるものに限る。）

備考 区分の欄に掲げる業種区分は、産業分類に掲げる業種をいう。